

千葉県告示第519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和5年6月16日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
みらい工房南生実町ホーム 千葉県千葉市中央区南生実町909-2	社会福祉法人 みらい工房 千葉県千葉市中央区生実町1821-1 平井 晋也	令和5年 7月1日	1210106009	短期入所	—